

生活保護世帯エアコン購入費用の給付条件緩和について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

近年、熱中症による救急搬送人員は高い水準で推移し、死亡リスクが高まっています。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加すると見込まれ、更なる被害拡大のおそれがあることから、熱中症対策を一層推進するために「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が施行されました。令和5年5月30日に閣議決定された熱中症対策実行計画には、熱中症による緊急搬送人員や死亡者の年齢区分別の内訳が示されており、救急搬送者の5割は65歳以上の高齢者が占め、熱中症による死亡者の8割以上が65歳以上の高齢者となっています。さらに屋内での死亡者のうち約9割はエアコンを使用していなかった、又はエアコンを所有していなかったことが明らかになっていることが記されており、エアコンの使用が熱中症の死亡リスクを軽減することが推察されます。

また、総務省統計局の公表資料によると消費者物価指数は、2020年以降連続して上昇しており、2020年を100とした2024年12月分の消費者物価指数は110.7(前年同月比3.6%上昇)で、光熱・水道は119.3(同11.4%上昇)、食料は122.5(同6.4%上昇)であり、特に生鮮食品は、136.0(同17.3%上昇)と記録的な物価高騰が今なお継続しており、特に低所得者の家計に占める割合の高い光熱・水道や食料にかかる費用の著しい高騰が、生活保護世帯の家計を圧迫しております。

生活保護の実施要領におきましては、平成30年の7月以降、生活保護開始時にエアコンの持ち合わせがない場合、災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、あるいは犯罪等により被害を受け、生命、身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合など特別な事情がある場合ではエアコン購入費を生活保護費として支給可能であるということになっております。

この特別な事情がない生活保護世帯においては、毎月の保護費のやり繰りの中でエアコンの購入費用(故障時等の対応含む)を賄うこととされ、保護費のやり繰りにより購入が困難な場合には、社会福祉協議会で行っております生活福祉資金の貸付制度を活用しエアコンを購入することも可能とされていますが、以後の保護費から貸付金を返済する必要があります。

上牧町におきましては、厚生労働省社会・援護局保護課より保護の実施機関に対し、令和6年5月31日付事務連絡「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」が発出されたことから保護の実施機関である奈良県中和福祉事務所に日頃のケースワークで、生活保護世帯におけるエアコン設置の有無の把握をしていただき、適切な助言指導を引き続きしていただけるよう要望しました。また、8月にエアコンが壊れ、社会福祉協議会の貸付制度を利用しエアコンを購入される生活保護受給者に、エアコンが設置されるまでの間、町が指定しているクーリングシェルターを紹介し、日中避難していただくなど個別対応をしております。

記録的な猛暑から命を守るにはエアコンが必要であり、また、物価高騰により毎月の保護費のやり繰りの中でエアコンの購入費用(故障時等の対応含む)を賄うことは困難であります。

国にお願いすること

生活保護世帯のエアコン購入については、生活保護受給者からの相談や定例議会の要望をいただいておりますが、財源確保の課題のほか、助成額など単独町による制度設計では、他町村との乖離が懸念されるところであり、統一的にエアコンの購入及びエアコンの修理代について、生活保護受給者に対し生活保護基準の一時扶助として認めていただきますよう要望します。

【担当部署】 上牧町福祉課